

3. 高齢者の福祉と健康の手引き

[お問い合わせ] 雲仙市福祉課 Tel0957-47-7871

1 家族介護慰労金支給事業

要介護4または5で、寝たきりまたは認知症状を有する高齢者を在宅で介護している家族に対して、介護慰労金を支給します。在宅とは、要介護者の自宅または家族の自宅をいいます。月に16日以上要介護者を在宅で介護している家族で、雲仙市の住民基本台帳に記録されている方が対象です。入院または入所等の初日および末日において、家族が介護している場合は、在宅で介護しているものとします。

月額7,000円

2 家族介護購入費助成事業

要介護4または5で、寝たきりまたは認知症状を有する高齢者を在宅で介護している家族に対して、介護用品助成券を助成します。在宅とは、要介護者の自宅または家族の自宅をいいます。月に16日以上要介護者を在宅で介護している家族で、雲仙市の住民基本台帳に記録されている方が対象です。入院または入所等の初日および末日において、家族が介護している場合は、在宅で介護しているものとします。

1月につき7,000円以内

3 高齢者福祉タクシー助成事業

対象者	助成額	枚 数
(1) 70歳以上の人	【3割引券】 タクシー料金の3割 (上限額800円)	72枚
(2) 身体障害者手帳3級所持者		
(3) 療育手帳B1・B2所持者		
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者		
(5) 身体障害者手帳1・2級所持者	【800円券】 (タクシー料金が800円未満の場合はその金額)	72枚
(6) 療育手帳A1・A2所持者		

追加など

(1)～(4)	(a) 70歳以上で「運転経歴証明書」をお持ちの人には【3割引券】を36枚追加します。
	(b) 人工透析を受けている人には【3割引券】を72枚追加します。
	(c) 特定医療費（指定難病）受給者には【3割引券】を36枚追加します。
(5)・(6)	(d) 70歳以上で「運転経歴証明書」をお持ちの人は、【800円券】72枚と【3割引券】108枚のどちらか選択になります。
	(e) 人工透析を受けている人には【800円券】を72枚追加します。
	(f) 特定医療費（指定難病）受給者には【800円券】を36枚追加します。

※年度途中でも上記の(1)～(6)の対象となられた方は、該当月から年度末の3ヶ月分までを月割りで受け取ることができます。

※(a)～(f)は重複して追加できません。

4 はり灸及びあん摩マッサージ施術費助成事業

はり、きゅう、あん摩、マッサージを受けられた時、施術の一部を助成しています。ただし、長崎県後期高齢者医療の被保険者は、長崎県後期高齢者広域連合から、はり、きゅう施術費の助成が受けられるため、雲仙市における助成はあん摩、マッサージのみが対象となります。

施術1回につき700円助成します。（年度を通して36回まで）

5 緊急通報システム貸与事業

日常生活を営む上で、常時注意を要するひとり暮らしの高齢者等に対し、無料で緊急通報装置の貸与を行います。

- (1) 年齢がおおむね 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者で、日常生活を営む上で常時注意を要する者
- (2) ひとり暮らしの重度身体障害者
- (3) これらに準ずる者で市長が特に必要と認めた者

6 雲仙市高齢者等戸別収集支援事業

家庭において排出される家庭系ごみをごみ収集所まで排出する事が困難な高齢者、障害者等の世帯に対し、戸別収集を行い支援し、併せて声かけ等の安否確認を行います。

- (1) 要介護認定を受けている 65 歳以上の高齢者のみで構成する世帯
- (2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のみで構成する世帯
- (3) (1)(2) のみで構成する世帯
- (4) (1)(2)(3) に類する世帯で、市が必要と認める世帯

※書類審査あり

7 生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイ事業）

一時的に養護する必要がある高齢者に対して、養護老人ホームの空きベッドを利用し、短期間（原則 7 日以内）の宿泊ができます。

費用 生活保護世帯 300 円 その他の世帯 1,730 円

8 食の自立支援事業（配食サービス事業）

買い物や調理が困難な高齢独居または高齢者のみの世帯等に対して、定期的に居宅を訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行います。

- (1) 単身高齢者の世帯
- (2) 高齢者のみの世帯に属する者
- (3) 1日の生活状況が(2)に準ずる世帯に属する高齢者
- (4) 市長が必要と認めた者

※(1)～(4)に該当し、調理や買い物が困難な人でサービスを利用することが適切であると認められた者が利用できます。（書類審査あり）

1食：自己負担 370 円（夕食のみ）

9 いのちのカプセル配布事業

緊急時や災害時などに救助者が迅速に対応できるよう、個人情報などを記載した安心カードを自宅の冷蔵庫に保管しておくものです。

- (1) 65 歳以上の高齢者 (2) 障害のある人
- ※安心カードをカプセルに入れ、冷蔵庫内に保管してください。



10 雲仙市高齢者等見守りネットワーク事業

(1) 高齢者等見守り活動に関する協定

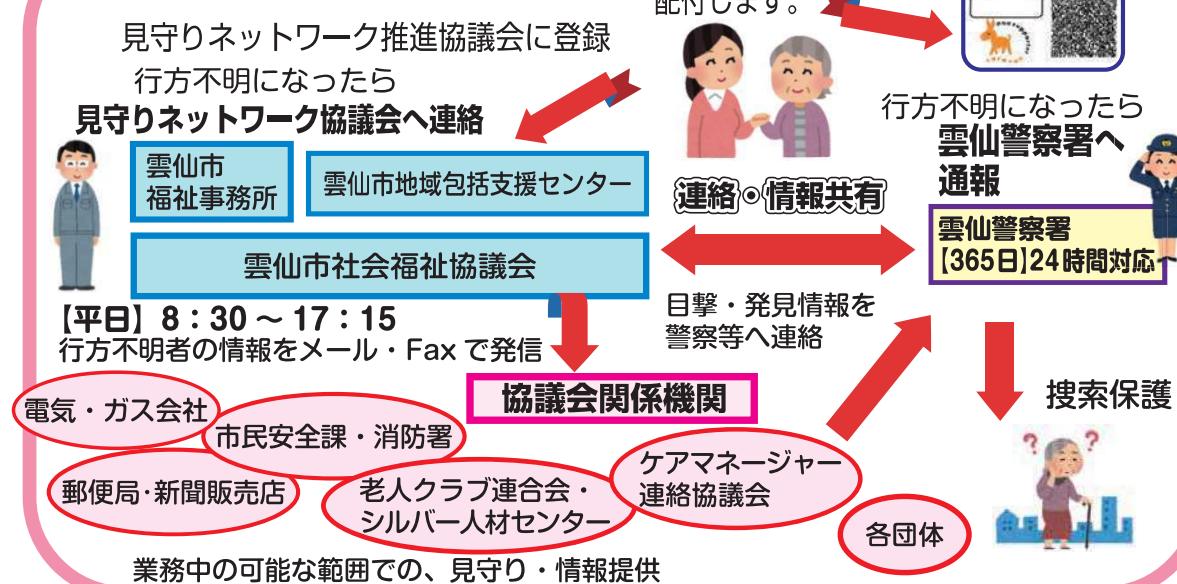
雲仙市では民間事業者と高齢者等見守り活動に関する協定を締結しています。

1 県LPガス協会島原支部	20 生活協同組合ララコープ
2 九州電力(株)島原営業所	21 第一生命保険株式会社
3 市シルバー人材センター(水道検針業務)	22 長崎ヤクルト株式会社
4 日本郵便株式会社 大村郵便局	23 ワタミ株式会社
5 日本郵便株式会社 雲仙部会	24 株式会社セブン-イレブン・ジャパン
6 県LPガス協会島原支部北部会	25 合資会社 国見港湾観光タクシー
7 長崎新聞神代販売センター	26 本多観光バス・タクシー株式会社 国見営業所
8 長崎新聞多比良販売店	27 有限会社 瑞穂タクシー
9 株式会社 峯	28 株式会社エキマエタクシー 愛野営業所
10 (有)シマダ島田新聞販売店	29 愛の福祉タクシー
11 長崎新聞愛野販売センター	30 ケアタクシーほっと
12 長崎新聞千々石販売センター	31 有限会社 今坂タクシー
13 長崎新聞小浜販売センター	32 小浜温泉タクシー有限会社
14 長崎新聞南串山販売センター	33 有限会社 小浜観光タクシー
15 西日本新聞エリアセンター神代	34 福祉タクシーあさひ
16 西日本新聞エリアセンター多比良	35 有限会社 南串タクシー
17 西日本新聞エリアセンター愛野	36 有限会社 平成観光
18 読売新聞販売センター小浜	37 長崎県医療薬品配置協会
19 毎日新聞多比良販売所	

(2) SOS オレンジネットワーク

見守りが必要な方（認知症の方や行方不明になるおそれのある方）の名前や特徴、写真などの情報をあらかじめ登録しておくことで、早期発見に役立てる仕組みです

SOSオレンジネットワークの流れ



11 雲仙市認知症高齢者等個人賠償責任保険

認知症の人が他人に怪我を負わせたり、他人の財物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負う場合に備えて、認知症の人を被保険者とする個人賠償性人保険に市が保険契約者として加入するものです。

保険料は全額を市が負担します。

保険の対象になる人

「雲仙市高齢者等 SOS オレンジネットワーク事業」に登録された人のうち、在宅生活をしている人。
※介護や障害の施設に入所している方、グループホームに入居している方、入院している方等は対象になりません。

加入方法

オレンジネットワークへの申請及び個人賠償責任保険個人賠償責任保険の加入申請が必要です。

補償内容

被害者に法律上の損害賠償をしなければならなくなつたとき、補償金額 1 事故あたり、
最大 1 億円

12 雲仙市一人暮らし高齢者見守り支援事業

一人暮らしで見守りが必要な高齢者に対して、ICT（情報通信技術）を活用して、高齢者の安否確認等の見守りができる機器を導入する場合に、機器の設置費用や購入費等の初期費用を助成するものです。

保険の対象になる人

- (1) 一人暮らしであること
- (2) 安否確認をする別居の家族等がいること
- (3) 雲仙市緊急通報装置事業の緊急通報装置の貸与の決定を受けていないこと
- (4) 見守り機器を継続して使用する意思があること
- (5) 過去に本事業による交付を受けていないこと

※次のような場合は対象なりません

- ・助成対象者が入院したり、施設に入所したりしている場合
- ・申請する人が雲仙市税の滞納がある場合

対象になる機器

- (1) 無線センサーヤや無線通信機を内蔵した安否確認ができる機器及び付属機器一式
- (2) 電気等の使用状況により安否確認ができる機器

(助成額)

上限 7,000 円まで ※対象者 1 人につき 1 回のみの助成です

13 成年後見制度利用支援事業

- (1) 後見開始または保佐若しくは補助開始の審判申し立てに関する支援を行います。
- (2) 審判の申立てに係る収入印紙代、登記印紙代、郵便切手代、診断書料、鑑定料等の助成を行います。
- (3) 成年後見人保佐人又は補助人に対する報酬等の助成を行います。

※在宅生活者 月額 28,000 円、施設入所者 月額 18,000 円を助成の上限とします。

※(1)(2)については申立者が市長の場合のみが対象となります。

【審判の申立ての対象者】

- ①配偶者又は2親等以内の親族がいないとき。
- ②配偶者又は2親等以内の親族が、文書により自ら審判の申立てをしない旨を市長に対して申し入れた場合で、当該対象者の状況を考慮し、市長が審判の申立てをする必要があると認めるとき。ただし、明らかに文書による申し入れが困難な事由があると認める場合は、この限りではない。
- ③虐待を受けるおそれ又は虐待を受けている疑い若しくは事実があり、対象者に親族がいても早急に市長による申立てを行う必要があると判断されるとき。

【報酬等の助成の対象者】

- ①生活保護受給者
- ②市県民税が非課税の者で、成年後見人等に対する報酬等について助成を受けなければ成年後見制度を利用する事が困難なもの
- ③選任された成年後見人等と協議し、当該成年後見人等に対する報酬等について助成が必要であると市長が認めるもの

14 健康づくりに関するここと

- ① 高齢者インフルエンザ予防接種
- ② 高齢者肺炎球菌予防接種
- ③ 健康相談・健康教育
- ④ 原爆被爆者に関するこ

〔お問い合わせ〕 雲仙市健康づくり課 健康推進班 TEL0957-47-7876



15 長崎県おもいやり駐車場制度（旧パーキングパーミット制度）

公共的施設等の障害者等用駐車場について、歩行困難な利用対象者（身体障害者・高齢者・妊産婦等）に思いやり駐車場利用証を交付し、利用できる方を明確にすることで、適正利用を図る制度です。

種類				
有効期限	1年以上		1年未満	
対象者	身体障害者、知的障害者、精神障害者、要介護者、難病者の方など		妊産婦の方、ケガ人・病人等一定期間、駐車場の配慮が必要な方	

※この利用証は、協力施設のおもいやり駐車場スペースに駐車する際にのみ使用できる利用証であり、駐車禁止区域で使用できるものではありません。

○利用証交付基準

身体障害者（対象等級）	視覚障害	4級以上の方					
	聴覚障害	該当なし					
	平衡機能障害	5級以上の方					
	音声言語機能障害	該当なし					
	肢体不自由	上肢	2級以上の方	脳原性の運動機能障害			
		下肢	6級以上の方				
		体幹	5級以上の方				
	心臓機能障害	4級以上の方	膀胱または直腸機能障害	4級以上の方			
	腎臓機能障害	4級以上の方	小腸機能障害	4級以上の方			
	呼吸機能障害	4級以上の方	肝臓機能障害	4級以上の方			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害				4級以上の方			
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳の障害等級1級の方					
要介護者		40歳以上の方で、要介護1以上の方					
難病者		特定疾患医療受給者、特定医療費（指定難病）受給者、小児慢性特定疾病医療費受給者					
知的障害者		療育手帳の障害の程度欄が「A1」または「A2」の方					
ケガ人		車いす、杖などを使用の方又は、駐車場の利用に配慮が必要と認められる方					
妊産婦		母子健康手帳取得時から産後1年					

○申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・介護保険被保険者証
- ・医師の診断書（歩行困難理由、車椅子・杖等の使用期間の明記が必要）
- ・母子健康手帳

〔申請窓口〕 雲仙市福祉課 雲仙市役所総合窓口課 雲仙市各総合支所地域振興課

16 チョイソコうんぜん [お問い合わせ] 雲仙市政策企画課 Tel0957-47-7709

「チョイソコうんぜん」は、市民の外出を支援するオンドマンド型乗り合い送迎サービスです。市民の皆様が歩いて行ける身近な自治会公民館やゴミステーション等を停留所とし、目的地（指定の停留所）まで送迎します。

1. 運行エリア

①国見・瑞穂 ②吾妻・愛野 ③千々石・小浜（一部） ④小浜（一部）・南串山

※エリアをまたぐ利用は乗り換えが必要

2. 運行時間

平日・土曜日 9:00～17:00（祝祭日、年末年始を除く）



3. 予約受付

配車受付電話番号 050-201-87080（チョイソコセンター）

平日・土曜日 8:30～16:30（祝祭日、年末年始を除く）

利用希望日の2週間前から利用当日30分前まで予約可能

4. 運賃

200円/1回（税込）

※エリアをまたぐ乗り換えをした場合は、別途1乗車につき200円必要

※70歳以上の方は福祉タクシー券利用可（1回の乗車につき1枚100円）

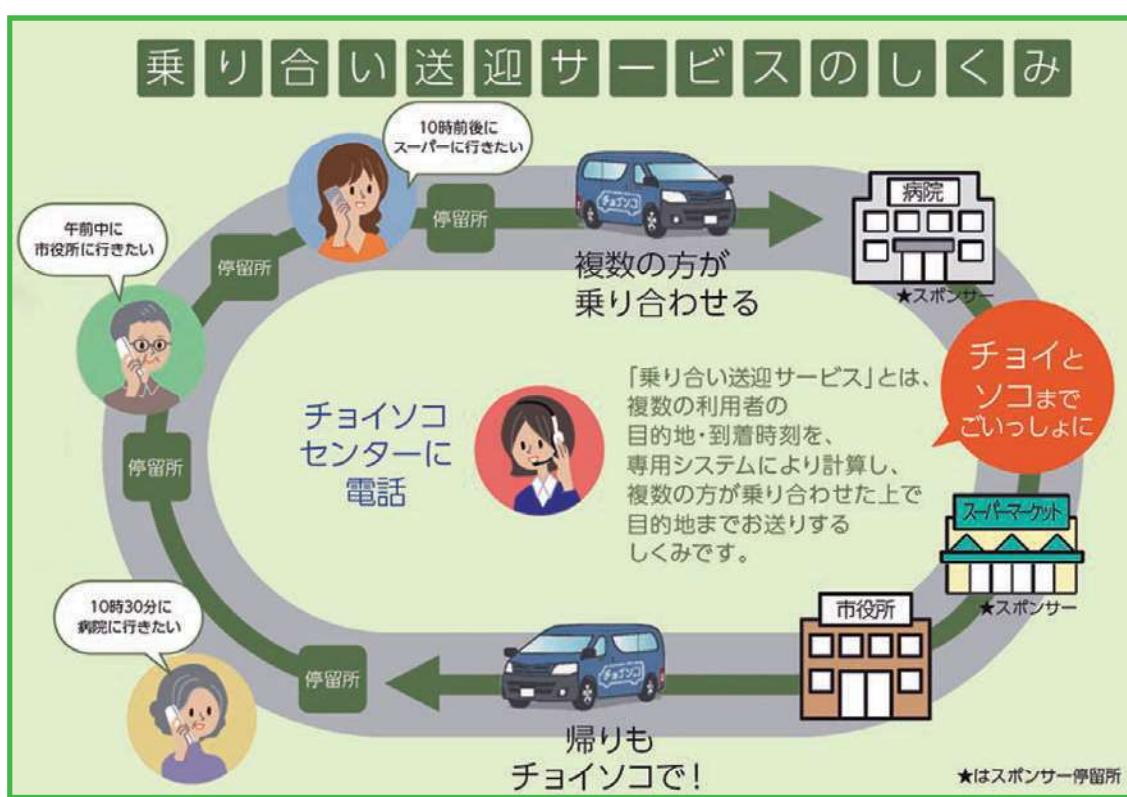
◎チョイソコうんぜんを利用するためには会員登録（無料）が必要です。

会員登録は、QRコードまたは雲仙市ホームページ、雲仙市役所、各総合支所窓口で申込可能です。

※申込から会員証が届くまで約2週間程度の時間を要します。



会員登録QRコード⇒



雲仙市社会福祉協議会

名 称	電 話 番 号	名 称	電 話 番 号
本 部	0957-37-2855	愛 野 支 所	0957-36-0071
国 見 支 所	0957-78-0596	千々石支所	0957-37-2755
瑞 穂 支 所	0957-77-3670	小 浜 支 所	0957-75-0620
吾 妻 支 所	0957-38-3511	南串山支所	0957-88-2143

17 福祉相談

①福祉総合相談（専門相談）

雲仙市社会福祉協議会では相続・離婚・金銭トラブルなど生活上の法律問題について年に7回、弁護士が「無料」で相談に応じています。日時・場所についてはお問い合わせください。
※相談は1件30分以内。1日最大7件。

②福祉総合相談（一般相談）

雲仙市社会福祉協議会では心配ごと相談も受け付けています。市民の皆様が日常生活の中で抱えている心配ごとや困りごとについて、解決するための方法を考えます。

18 日常生活自立支援事業

福祉サービスの利用や日常的な金銭管理等に不安がある方々が、地域の中で安心して暮らせるようお手伝いします。

○利用証交付基準

雲仙市在住で、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等であり、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための意思表示や判断を本人のみでは適切に行なうことが困難な方で、福祉サービス利用援助契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる方。

○サービスの内容

①福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスの利用・終了手続きの援助
- ・福祉サービスについての説明や助言
- ・福祉サービス利用料の支払い援助
- ・福祉サービスに関する苦情解決制度を利用する手続きの援助

②日常的な金銭管理サービス

- ・預金の払い戻し、預け入れ
- ・家賃や公共料金、医療費、税金などの支払い
- ・年金、手当などの受領

③生活改善のための情報提供、助言、手続きの援助

④書類等の預かりサービス

- ・定期預金通帳、銀行印、実印
- ・契約書類、不動産権利証など

○利用料金

福祉サービス等についての相談	料 金
利用者に代わって行うお金の出し入れや支払い、役所の手続き、福祉サービス利用のための手続きなど	1回 1,500 円 ※生活保護世帯 は無料

19 法人後見事業

判断能力が不十分な方について、本人の権利を守る援護者（「成年後見人等」）を家庭裁判所が選ぶことで、本人を法律的に支援する「成年後見制度」があります。雲仙市社会福祉協議会は法人として成年後見人等を受任しています。

○対象となる方

雲仙市民で認知症、知的障害、精神障害などによって判断能力が不十分になっている方

○事業内容

成年後見業務（財産管理、身上監護）

○利用料

1年ごとに報酬付与申立を行い、家庭裁判所が決定した1年分の金額

20 生活福祉資金貸付制度

他の貸付制度が利用できず、生活上の課題を抱える世帯に対して、課題解決のために必要な相談支援を行うことと併せて、無利子（または低利子）で一時的に必要となるお金を貸付することにより、世帯の経済的な自立と安定した生活を目指すことを目的とした貸付制度です。

○貸付対象となる世帯

1. 所得が少ない世帯【低所得世帯】
2. 世帯内に障害を持った方がいる世帯【障害者世帯】
3. 病気療養又は介護が必要な高齢者がいる世帯【高齢者世帯】

※貸付金の種類によって、対象になる世帯が異なります。

○資金の種類

1. 失業者等のための貸付【総合支援資金】
2. 一時的に必要になる費用を賄うための貸付【福祉資金】
3. 学校に通うための貸付【教育支援資金】
4. 不動産を担保にし生活費をお貸しする貸付【不動産担保型生活資金】

21 福祉資金貸付事業

一時的に生活維持が困難な場合に必要な資金を貸し付け、安定した生活を営むことができるよう支援します。

○貸付対象となる世帯

雲仙市内に住む生活困難者世帯で、生活の再建に必要な資金の融通を他から受けることが困難な世帯の、世帯主又は生計中心者

○貸付上限額

上限 10 万円

○資金の種類

- 一般福祉資金：貸付金額が 5 万円を超え 10 万円以下の場合
- 小口福祉資金：貸付金額が 5 万円以下の場合

22 生計困難者レスキュー事業（長崎県社会福祉法人経営者協議会地域貢献事業）

生計困難者が公的な制度やサービスなどを受けられるようになるまでの間、必要に応じて生活必需品の給付、一時的な住まいや食事の提供等の経済的援助を行います。

○対象となるケース例

- 生計困難により食材費の負担が困難なケース
- 生計困難により光熱水費の負担が困難なケース
- 生計困難により生活に必要な日用品の負担が困難なケース
- 生計困難により医療費や介護サービス費の負担が困難なケース
- 生計困難により家賃の負担が困難なケース
- 上記に類似するケース

○対象とならないケース例

- すでに入所型の施設を利用しているケース
- 介護保険サービスの上乗せ分を利用しようとするケース
- 借入金や滞納金の返済に充てようとするケース
- 幹事法人のCSWによる訪問活動を拒み経済的援助を求めるケース
- 長期的な日常生活の支援を求めるケース
- 嗜好品の給付を求めるケース

○支援期間

概ね1か月以内

○限度額

1ケースあたり10万円

○支援を終結するときの目安

- 適切な支援機関等への橋渡しが完了したとき
- 緊急事態を脱したとき
- 就労や生活保護の受給等で安定した生活が送れる見通しが立ったとき
- 自立への志向や意欲が見受けられるようになったとき等

○相談・申し込み・詳しい内容についてのお問い合わせ先

社会福祉法人小浜会	TEL0957-74-3711
社会福祉法人吾妻福祉会	TEL0957-38-2096
社会福祉法人八幡会	TEL0957-88-2860
社会福祉法人瑞幸会	TEL0957-77-4011
社会福祉法人幸和会	TEL0957-38-6650
社会福祉法人月光園	TEL0957-78-3159